

## 半田市重要政策検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 半田市長が掲げた重要政策などの実施について検討するため、重要政策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 重要政策の調整並びに実施時期及び実施方法の決定に関する事。
- (2) その他重要政策の決定に関し必要な事項

### (組織)

第3条 検討会議は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長に市長、副座長に副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (座長及び副座長)

第4条 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (プロジェクトチーム等の設置)

第6条 検討会議の補助機関として、重要政策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

- 2 プロジェクトチームは、次に掲げる事項について所掌する。
  - (1) 各重要施策の実施計画の策定に関する事。
  - (2) その他各重要施策の策定に関し必要な事項

### (庶務)

第7条 検討会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が別定める。

## 附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。